

國學院大學學術情報リポジトリ

段玉裁についての「凡」：同字の段注を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-25 キーワード (Ja): 説文解字注, 凡, 凡例, 六書, 春秋繁露 キーワード (En): 作成者: 大橋, 由美 メールアドレス: 所属:
URL	https://k-rain.repo.nii.ac.jp/records/2000228

段玉裁についての「凡」

—同字の段注を中心に—

大橋由美

0 はじめに

本稿は、許慎（一説に58-147）が著した『説文解字』（説文と略す）の注釈書として今なお高く評価される段玉裁（1735-1815）著『説文解字注』（段注と略す）の「凡」字の解釈から、関連する諸段注を参考に考察し、段氏の凡例に対する基本的理解やその基く根本的考えを探る。^{注1)}

現存最古の部首別字書である説文は、用いられ続けた長い間に、実際にはその真面目が損なわれた。宋代に徐鉉（大徐）による奉勅校訂などを経ても、段氏は真面目回復を目指したゆえ、説文研究では一書の体例を整えることが重要と考え先ずその解明・理解に着手した。許慎の著述態度を研究して得た根本的理解は、説文全書を具に解釈する場合のみならず段注一書を成すにも規範となった。本稿は、清朝考証学的研究によって優れた業績を挙げた段氏が「凡」字の三属性（形・音・義）の理解に基づき論述する方法や用いた資料（拠所）・過程にも注意しつつ考究する。凡例の諸例自体を明らかにする従来の諸研究の類とは問題の所在や考究する視点を異にすると考える。^{注2)}

1. 凡の段注

13下15a凡の説解とその段注（段氏の解釈）の原文、次いで筆者の解釈として訳を示す。

段注表記の凡例は、記載された段注の葉数（aはㄇㄚ、bはㄨㄚ）、親字モジAの楷書と小篆、原則○・◎…は説解○モジAの本義・◎モジAの構造など所謂六書で、その段注は改行後に同じ、その以下に所謂重文の或体Xを挙げる。㊦・㊧などは多くは段注引用説の出典・典拠と思われるもの（藝文印書館印行『十三經注疏（阮元本）』など）で段注（説）との異同や解釈、(1)～筆者の補足説明・考定の根拠は本文後で注に前置する。

1.1 原文

凡_凡 ㊦取_取拊_拊而言也。㊦从_二、_二耦也。㊦从_𠄎、_𠄎古文及字。

㊦取各本作最。最者、「犯而取也」。非其義、今正。取者、「積也」、才句切、拊者、「絜也」。絜者、「束也」、絜者、麻一耑、束之成一耑也。取_取拊者、總聚而絜束之也。

「意内言外曰」_𠄎、其意取_取拊、其言凡也。

『春秋_繇露』曰「號凡而略、名目而詳。目者、徧辨其事也。凡者、獨舉其大也。享鬼神者、號一曰祭、祭之散名、春曰祠、夏曰禘、秋曰嘗、冬曰烝。獵禽獸者、號一曰田、田之散名、春苗、秋蒐、冬狩」。

按『周禮』多言凡。六典、凡也、治典、教典、禮典、政典、刑典、事典、目也。鄭注言取目者、謂其總數也。若其他言「凡祭祀、凡賓客、凡禮事、凡邦之弔事」、言「師掌官成以治凡」、亦皆聚括之謂。

舉其凡、則若「罔在綱」、杜預之說『春秋』曰「傳之義例、總歸諸凡」、凡之言汎也、包舉汎濫一切之稱也。

㊦耦各本作偶、今正。一二者、天地之大數也、故从二。

㊦見又部及「逮也」、「从及」者、取_取拊束之意。浮_苳切。古音在七部。讀扶音切。

按篆體右像古文及之半、而左引筆下垂、内从一、非从二也、與說解不相應。夫許既列之二部、明言从二、不宜乖異如是。蓋轉寫既久、譌奪之由、尠有深思者。

許以先篆後古籀爲經例、先古籀後篆爲變例。變例之興、起於部首、部首爲二、則从二之凡當先列、从一之凡當後之、攷定其文、當作「𠄎、取_取拊而言也。从二、二耦也。从_𠄎、_𠄎古文及」、此下又云「_凡、篆文二_𠄎」。李斯省改古文、漢人之。故許立文必如是、妄人不知、一移一奪、乃使倉頡所造、千古放佚。許君凡例、委於艸莽矣。

○江沅曰「右旁作_𠄎、乃古文及之省也。𠄎乃二之形、而以上筆引長配右也。當云「从古文及省」、則得之矣。

1.2 解釈（訳）

凡_凡 ㊦取_取と_つ拊_拊を_まと_めて_そう_して_いう_のである。㊦二に_二从_二う（二を構成成分・部首としてもつ）。_二は_二耦_二である。㊦_𠄎に_𠄎从_𠄎う。_𠄎は_𠄎古文の_𠄎及_𠄎字だ。

㊦取は各本^{テキスト}㊦は最に作るが¹⁾、(7下39a) 最²⁾ということについては、「犯而取也(犯して^{そうして}而して取る)」だから、其の義ではないので、今正す。

(㊦本義にある) (7下36a) 取³⁾とは、「積也(つみ重ねる)」でオウ切(ストと発音)で、(12上46a) 摺⁴⁾とは、「絜也(たばねる)」で、(13上37b) 絜⁵⁾とは、(8上34a) 係「絜束也」で、(6下8b)「束也(たばねる)」だから、絜ということは、「麻一崙(齊い端正と成った麻一束)」で、(麻などを)束ねて(その先頭である)一方の崙(が齊い^{はし/ケン}端正^{ケン})と成ることである²⁾。

(よって説明㊦)取摺⁶⁾ということは、^{まと}總め^{たばね}聚めて^{おもて}而して^{おもて}絜束^{コトバ}である。(9上29b書)「意内言外(意が内^{オモイ}にあつて^{ココロ}言が外^{音声言語}にある)」は書⁷⁾というから、其の意が「取摺」で其の(意が口^{コトバ}にでた)言が凡(モジ)である³⁾。

『春秋⁸⁾繇露⁹⁾』(深察名號)⁴⁾に「號凡而略、名目而詳。目者、徧辨其事也。凡者、獨舉其大也。享鬼神者號一曰祭、祭之散名、春曰祠、夏曰禘、秋曰嘗、冬曰丞。獵禽獸者號一曰田、田之散名、春苗、秋蒐、冬狩(號は凡く略で、名は目し^{ひろ おおまか こわけ}詳しい。目ということについては、徧ねく其の事を(切つて)辨る^{條をわけ}である。凡ということについては、獨だ其の大ざっぱなことを擧げるだけである。(例えば)鬼神を享^{まつ}ることについては、號では一番目には祭といい、(その)祭の散名(分けした各種の呼び名)では、春(の祭り)は祠といい、夏は禘といい、秋は嘗といい、冬は丞という。禽獸を獵ることについては、號では一番目には田といい、(その)田の散名では、春は苗、秋は蒐、冬は狩だ)」とある。

^{かんが}按えるに、『周禮』では凡という場合が多い。(天官冢宰第一・大宰)六典¹⁰⁾は凡であり、治典(天官、長官は冢宰、国政を掌る)、教典(地官、長官は司徒、教育を掌る)、禮典(春官、長官は宗伯、礼法祭祀を掌る)、政典(夏官、長官は司馬、軍政を掌る)、刑典(秋官、長官は司寇、訴訟刑罰を掌る)、事典(冬官、長官は司空、土木工作を掌る)は目である。

鄭(玄)が(同・小宰に)注していう取目とは、其の總數(総目、文書内容の提要や目次の総称)を謂う(意味する)のである⁸⁾。

其の他に凡祭祀、凡賓客(以上「小宰」、凡禮事、凡邦之弔事(以

上「宰夫之職」と言い⑩、(天官・宰夫職)「師、掌官成以治凡」⑩⁽⁵⁾と
 言う若なことは、また同じく皆聚括の謂だ⁽⁶⁾。

其の凡を擧げた場合は則りほかでもなく(『尚書』「盤庚上」王の盤
 庚が決意して殷に遷都するに先立ち在位者を戒める)「罔が綱に在る
 (罔の衆目が綱に結ばれて在る、條があり紊れない)」⑩の若うだ、(ま
 た)杜預が『春秋』を説いて(その敍で^{注3)})⑩「傳之義例、總歸諸凡(傳
 の義例は總て諸を凡に歸す)」というようであるから、凡の言たるは
 汎(凡の音義を他の一語でいえば汎である)⑩。汎濫一切(汎濫る
 全てがひとつにまとまり合う)を包括して擧げる稱である。

㊦耦は(大小徐)各本は(8上37a)偶⑩に作るので、今正す。一二
 については、天(一)地(二)の大數(尊ぶべき法則・氣數・命運・
 天命)であるから、故に二(天にならぶ地)に従う。

㊦又部に見える(3下18b)及⑩は「逮也(およぶ)」、(2上7a)逮⑩は
 「及也(つかまえる、即ち以上一字は所謂轉注)」であるから、「从及」
 (文字構成要素)ということについては、「拈束(たばねる)」の意を
 取る⁽⁷⁾。

浮芰切(ハム、26咸韻で29凡韻と同じく段氏8部)だが、古音は7部
 に在り扶音切(ハム、21侵韻で段氏7部)に讀む⑩⁽⁸⁾。

按えるに、篆體(小篆凡)は、右部は古文及の半に像るが左部は筆
 画を引き下方へ垂らし、内がわは一に从い二に従うのではないので、
 説解と互いに呼応しない。夫もそも許(慎)は既にこれ(凡)を二部
 に列べるから二に従うと明言するので、是の如うに(屬す部首と説解は)
 乖れ異なるべきではない。蓋ん轉寫して既に久しいので譌り奪した由
 で、深く思慮する者が尠んどいなかたためであろう。

許(慎)は、(文字配列は)篆文(小篆)を先にし(重文の)古文・
 籀文を後にすることをば以て經例(正しいすじ・義理に則る例)とす
 るので、(或体)古文・籀文を先にし篆文を後にするのは變例(変則
 的な例)と爲る。變例の勃興(にわかにな勢いを得て成功する)は、部
 首より起る(目覚めて立ち上がり始まる)のである⁽⁹⁾。部首が二と為
 れば、その場合には則り二に従う(小篆)凡は當然(順序正しく)先
 に並び、一に従う(或体の古文)凡は當然後になるから、其の文を攷
 定して、(説解は)當然「𠄎、取拈而言也。从二、二耦也。从𠄎、𠄎

古文及」に作り此の下（続く説解）でさらに又「𠄎、篆文𠄎」というべきである。

（秦の）李斯（?-前208）は省くことで古文（籀文、飾りや筆画が多い）を改め（統一しより簡略化した書体の篆文即小篆を造り）、漢人はそれを（そのまま）通行させたから、故に（後漢）許慎は文を立て（排べ親字とす）るのは必ず正体の小篆（篆文）としたのに、妄人は（これらのことを）知らずに、移動したり奪ったりして、（あれこれあったが結局）乃りは（『史記』・伝説でいう）倉頡かんひとを使用して造らせたモジモジは¹⁰、千古（千年の長い間）に放ほしに佚しまわれてしまった。許君の凡例¹¹は、艸莽くさむら（叢として荒れるまま）に委ねられてしまったのである¹²。

○（弟子である）江沅¹²、右旁は（「古文及」の）𠄎（ㄣ秦刻石）に作れば、あれこれいってもつまりは乃ち古文及の省略体である。（「亦古文及」の）𠄎（𠄎）は結局つまりは乃ち二の形で、而し上部の筆画をば以って引いて長くし右側に配したのである。當然「从古文及省（古文及の省略體に従う）」と云えば、その場合は則り得適合したはずであったのである、という。

2. 考察

各説解につき段落ごとに段注説をまとめる。

（イ）説解㊦本義「取摺而言也」について

1. 「取摺而言也。～、總聚而絜束之也。」では、㊦の凡の本義は「總聚而絜束之」と解釈し補足説明する。…「總聚而絜束之也（あつめまとめてくる）」（動詞）意。

2. 「「意内言外」曰𠄎、～其言凡也。」では、説解㊦を「意内言外」と関連させ解き説文の𠄎（発声やささまざまな語気を表す所謂助詞）に当たるとする。…凡が𠄎（助詞）であると断言する。

3. 「『春秋𦉳露』曰～亦皆聚括之謂。」では、凡は目と対で比ならべ二分される例は全て略・詳のなかでそれぞれで凡としてまとまるので「聚括之謂」意とする。…上記1.の意の補足例示。

①「深察名號」では凡は略で目は詳で、名の散名「～秋蒐、冬狩」は凡の要素がありより小さく詳しく弁けられる具体例である。

②「～亦皆聚括之謂」では、①で名・目の例のみ上げたので、凡という

場合が多い『周禮』「天官冢宰第一」から4例をひくが、凡のみでなく目も実は述べられる。「聚括」して総数をいう総目（の目）はその総数分の具体的内容をいい、『周禮』「天官冢宰第一」を引き、①の名號を受けその名にふさわしい職務である大宰以下の詳しいいくつかの官職を挙げて示す。

・『周禮』で最初に出る天子補佐役の長官大宰が掌る六典は凡、総称六典凡の各典は詳かに分かれる目。大宰が統括する各典の長官は凡と目の関係。

・経文の六典から凡には聚括る総数・目次というやや分かれ出たような（発展的）意があることを、鄭注（同小宰）をひいて補足的に解説する。

・さらに2例ずつ「小宰」と「宰夫職」から全て凡の例を挙げ、引用文の後にある目の例は引かず「『周禮』には凡という場合が多い」の書き出しに合致させる。

これらは、大宰、その下位の小宰、更に下位の宰夫と職位が細かく異なってもそれぞれが統括する職の長である限り、凡として「聚括めて括る」である。凡は目と対で、この相対的に略一詳と二分されることは、職務・職種においても同様と見える。

4. 「舉其凡、～包舉汎濫一切之稱也。」では、凡の聚括る様態は典拠の『尚書』と『春秋經傳集解』敍から、溢れんばかりに広がってもまとめ合わせる…「聚括之謂」よりさらに凡い「汎濫一切」と拡大的な義とする。

以上1～4は、全て凡一目と対をなす表現で凡を証拠立てる例を挙げ漸次その具体的義が広がる（時に別義・別品詞）。時にやや過度と思うほど広い義でも、凡の義の解釈として一貫させる点は、段注の（字義）解釈上しばしばみられる。大きく同じとしてひとくくりすることに、字義（本義）の基本的理解の態度が表れていると理解できる。

（ロ）㊦と㊧は凡字が構成成分から会意字であると補足して説く。文字構造が字義や文字排列を決めるのは、許慎が体例を定めたためであるとする。

① ㊦「从二。二、耦也。」（部首）は説文の説解により訂正した。

㊧「从𠂔。𠂔、古文及字」は部首以外の構成要素が異体字であることをいう。許慎の凡例に基づけば説解の異体字が合わないことを説き、更に凡例には經例と變例（杜注『集解』と異る）とがあると述べる。

以上、考察（イ）のように段階的に説解㊦本義が正しいと断じそれに相応しく親字を正すべきをいい、説解自体は改めないままで段注で自説を主張するのみである。最後に深い思慮に欠ける人によって古人が創ったモジ

は「千古放佚」、許慎が建てた凡例は「委於艸莽矣」と、凡例までも失われ後人が理解できず正しい義が伝わらないと述べるのは、創造されたモジと凡例とは説文学では師法と考えれば『周礼』での本義解説の段注につながり、以下弟子江沅の説が続く理由ともなる。

②師説を継ぐ弟子の江沅が異体字について㊦を簡潔に訂正・補足する説を取り上げたのは賛同の意を表明するためである。

2-1. 段注引用書とその特徴

凡の段注の特徴を引用例（典故）とその書（出典）自体などから考える。説解或いはそれを踏まえた段説を條あるものとして証拠だてる用例では、出典そのものの文脈は重要である。体例を念頭に置く段氏には段注執筆の根底に一貫した文意の流れがある以上、換骨脱胎的に原典の意より離れて自己の見解を述べるために単にそのモジを含む例を用いたとは考え難い。原典の文脈、原典そのものが如何なる意図の下執筆されたかは本来用いられたその意味も、説文の理解に資し自説を深化・補強するために用いたと考える。前述のように、凡でも必ず目を含む例を用い、如何に詳細かを知らせ凡がひろく略であるか、限られた紙幅内で説き闡明した。説文研究に入る前は文学を志した段氏の段注は、小学の優れた注釈書で畢生の大著と言われる。生涯に亘る段氏の折々のさまざまな考えや思いさえも反映した一書である。典故の背景を生じて簡潔な引用表現の意を可能な限り深化させ自身の考えを盛り込んだ解釈や考えが認められると考える。各引用例とその典故・出典の特徴及び著者本来の執筆意図を考察することにする。

2-1-1 引用書4種の特徴と引用内容（㊦～㊩）

㊦ 最初の本義立説の典拠「深察名號」は、董仲舒『春秋緜露』（『繁露』と略す）の篇名の一つで政治論的に正名論を取り入れ名称に合致した実質を伴えばよき統治が行われると名（職務・職位）にふさわしい形・実（実績）を求め君主が臣下を督責（公的強制力をもって厳しくただし催促）する。法家の政治思想（形名參同）へ発展し理論と人の性に對して善があり更にまた悪もあるかを分析するといわれる。天下の末端を治めるには、細かなことまで審らかにし大きいものを辨けることに在る。（さらに）大きいものの端すじを條に従い辨けることは、深察名號に在る」で始まる。

続いて「天が正統と認め受命された君は、天意により（恩恵として）^{あずか} 予る（制度を整え一新し奉遵する）ことを任された人である。故に號して天子と為す者は、^{むすこ}（子として父のように）天を仰ぎ視るようにし、天に事えるのに孝道をば以てすべきである。號して諸侯と為す者は、謹しんで^{つかえ} 侯奉る対象である天子を視るべきである。號して大夫と為す者は、其の忠誠の^{まこと} 信實を深く厚くし、其の禮義（身分制度上、相応で法に適った礼節・儀礼）を誠心誠意をもって敦くして、匹夫より大きな義を善とさせるべきである。以上で十分に徳化することができる。」、と天命を受けた君主と以下しかるべき職位にある家臣は如何にすべきか（君臣の正義と文子の紀綱）と名號の意義を説き、引用例文が続く。

段氏の段注凡の本義解釈は、「一^{タン}端」を端正に^{切りそろ} 齊え（^{はじめ} 頭である）^{はし・タン} 端として完成させた「^{ひとつながりひとまとまり} 一係の一束」と解釈をした^マ 絜「^マ 麻一^マ 端」からこの思想の文脈上にあり「^マ まとめて括る」から始まったならば、凡とは末端の細かなものまで審かにすじだてて分け端正にまとめた頭となる大きなものといえる。

㊦ 続けて4例引く『周禮』とは、唐虞以来の制度を沿襲して之に更正を加え、周公に至り完備したものであるという。その大要は天官は冢宰が掌り、百官を帥して邦国を掌って王を佐け邦国を均しくするものであり、治国の綱紀燦然として備わり歴世一として則をここに取らないものはない。」といわれる。以下㊧「名號」を受け治法・制度と職務に関し經文と鄭玄注から引用が続く。

先ず「天官冢宰第一」筆頭治官大宰（卿一人）を引く。「諸侯を封じた邦国の六種の法典を建てて掌り、それをもって王が邦国を治める補佐をする百官の長（役職）であり、邦国を^{統治} 經して官府を治め、それで万民を紀する（律する）」大宰が掌る例に挙げた六典は凡である。『周禮』では「多言凡」で始まり大宰が建てる六典とまとめて凡といい続いてその6種をこわけて目といい凡一目の対で表記される。

㊨「多言凡」で始まった㊦に続く鄭玄注が見える「天官冢宰第一」小宰（中大夫二人、治官）は、大宰の副で邑宰、県邑の長官。王宮中の官吏の刑法（宮刑）を建てて掌り、王宮中の政令を施行し、一切の王宮の禁令に違反する者を取り締まり秩序を維持する役職である。（㊩参照）

㊦の始まり「多言凡」は「取括」・「聚括」の意の凡（あつめてくくる）の本義解釈を明示し、凡と対になる目が6種であることが、鄭玄注「取目」

すなわち「総数・総目」の意（すべて）を出すことにあると考えられる。本義一義を中心に据え説いておくべきと考える区別すべき別義を引き出す。

取目とは、凡要（簿書の鍵となる重点綱要、総目）で同時に財産や物品の出納記録簿（簿書）にも関し、目でも凡にかかわる例（別義相当）。簿書は、今日の印契のように契印で其の凡目（大綱と細目）で最處（まとめて取り仕切る要のところ、十三經注疏本が最に作るのは②最の段注参照）をば印とするために契印（割り印）を押す。今日わが国でも、二枚以上の契約書が一連の文書であることを証明するために、両頁にまたがるように押す印を契印といい、契印が押された契約書は頁が正しく連続する（法的）証明となる。従て、下役人による不正（文書の抜き取りや差し替え）を防止でき、小宰之職の禁令違反を取り締まる例で「名號」に相応する。

② 官職の職務内容「凡祭祀、凡賓客、凡禮事、凡邦之弔事」は、「凡祭祀」と「凡賓客」（祭礼と外交儀礼）は③の小宰之職、「凡禮事」と「凡邦之弔事（儀礼・葬礼）」は④の宰夫之職に出る。小宰の下位の治官宰夫（下大夫四人）は膳食を掌り管理する小吏（厨師）で、犠牲の屠殺を主管する。

小宰之職は、邦の宮殿に居るものに対する刑罰を建てて掌り、それで以て王宮の政令、凡ての宮中の糾禁を治める（罪惡を祭^{しら}べて糾し禁止し、根絶する）。邦の六典を掌り、…」で始まり逆国賊や年貢・税制違反などに関する多くの禁ずべき下位の職務内容を記載し目で以下に段注の例がでる。「…凡祭祀、贊玉幣爵之事、裸將之事。凡賓客、贊裸、凡受爵之事、凡受幣之事。…（凡そ祭祀では、玉・幣・爵のこと、裸將（王を助け酒で清めて祓う祭祀）の裸祭の礼を執り行^{たす}う）を贊ける。凡そ賓客の場合では、裸を贊け、凡そ爵を受ける儀礼、凡そ幣を受る儀礼を贊ける）」。

宰夫之職は、「朝廷或いは朝政の法を治めることを掌り、それで以て王及び三公、六卿、大夫、群吏の位を正し、其の場合の禁令を掌る」で始まり、以下に該当例が出る。「…凡禮事、贊小宰比官府之具。…凡邦之弔事、掌其戒令、與其幣器財用凡所共者（凡そ禮儀に関することは、小宰がそれに^{官吏・機關}官府の具を比くするのを贊ける。…凡そ邦の弔事の儀礼に関することは、其の戒令を掌り、其の幣・器・財とともに凡そ共にするべき対象物とを用いる）」とある。この凡は「すべて」（所謂助詞、副詞）で一般には本義そのものではない義。

ここは③の簿書が不正であれば取り締まり禁じることを受けて実際の刑

罰の例を挙げる。下位にあり凡である上役の命により直接的で実際的な任を負い刑罰に関するより厳しい実務者・執行役である。下位の職位の官だが直接人と事に対し政治と外交に関わる重要職務である。今日でも実践を重んじる大きな組織などでは、最上位の者（長）A一人は次の位の者たち数人Bに趣旨・意図など説明し指示を出し、それを受けたBたちはより下位の実動するさらに多いCにその細かな指示を担当ごとに出して、Cらが各々の部署で対応する。全体が頼って動き治るのである。

㊦ 古代に膳食を掌管する小吏で厨師（料理人、屠殺する）宰夫之職は、天子を助ける職のうち朝廷に於ける法・礼・喪の儀式を掌り、王及び三公・六卿・大夫・群吏百官の位を建てて正し禁令を掌る。群吏の職事を叙し（順序付けて位階・官職を授ける）賓客に待す令をばもって諸臣や万民が従わないことを治める（対応処理する）職である。

「師、掌官成以治凡」は前出㊦「宰夫之職」に見える。凡一目（大要と細目）の一对の例中にある「百官府の徴令（徴集とその命令）を掌るには、其れを八職こわけに辨する。一番目には正といい、官を掌る年総め会計・帳簿には治要のつとをば以って法る。二番目には師といい、官を掌り成しとげるのに治凡月ごとの会計をば以てする。三番目には司といい、官を掌り法るには治目日々の会計をば以てする…」である注4）。

この最後の例でも「目」の出る後続「三曰」以下も引かないのは、『周禮』の例を出す始めの「多言凡」と呼応して「凡」のみというより治目が2字で1語と成る構造の語で、本義とはやや語義が異なるからであろう。鄭玄が「治凡、若月計也…。治目、若今日計也。（治凡は、月々の会計・月次決算である。…治目は、その日ごとの会計・日締め決算のようである。…）」と、本義とやや異なる義（数え上げる・すべて合わせた数）とまた注で述べる。例の引き方は上記㊦に似る。この条は段注が表面上引かないところまで見れば、先ず「辨其八職」で辨と職と既に『繁露』の例で出た表現もある。同じく細かに分けた目をまとめ括るのが大きな凡と自然と意識させられる点で、⊖本義のまとめの意がある。以上、段注挙例のみ見れば『周禮』からの引用では條が通り、例の取り方は厳正適確で周到といえよう。

以上の『周禮』の各例までをまとめる。

㊦「名號」では、「一耑束（頭をそろえたばねる）」状にまとめるとは、耑を審かに辨ることにあることをいい、凡の本義「取摺」の解説である。その為の具体的方法の例は名號であり、階級・身分の呼称として相応しい

ためには、各身分・職位ごとに人物をとにかくも具に視て、直接民などと関わる下位の者に対してほど入念に職務を指示し指導するべきをいう。

凡（や対の目）そのものの解説と例としてではなく、「名號」の例も凡のみではない。これが典拠例の先頭に在り、よび名（職務・職位）がそれにふさわしくあるべきことを明確にし、凡つまりまとめる立場にある全ての官吏・官職が大宰を助け、その大宰は受命の君を賛ける（即ち天意に従う）ので統べる者（最高位「受命の君」）の重要性が高くなると解せよう。次ぐ『周禮』4例は、凡一目の対比からより具体的な職位と細分化された責務を負う職務に就く者たちを挙げ凡字の段注として主に凡を示して本義（取摺）を説き、字書として合わせて更に下位職を目を加えて別義（経文ではなく注）を補ったとも考えられる。従て㉓から㉔は大宰（六典=凡）→小宰（取目・録簿）→小宰之職+宰夫之職（細々した内容と禁令を概括して「およそ」と言い出す助詞）→宰夫職（細分化したものをまとめて数え上げる日計など）の順で、「まとめてくる」本義からやや異なり変化した字義が並び、拡大的に字義の補足を果す。段氏の常套でもある。

また、本義「まとめる」から文意は凡要「帳簿の総目」の「取目」に関する大宰（凡相当）の副たる下位の役人小宰（目相当）は、財政管理・出納記録簿を扱い不正を防ぎ禁令の責務を負う。如何なる政事についても重要な役職で吉凶儀礼や外交儀礼は礼儀・仁義を重んじる例である。

凡はまとめ括る意と一貫して説き最後に総数の例での意「凡そ」（しめ）を挙げ𠄎の「およそ〜」と訓む用法の所謂助詞の副詞的用法（段氏は助𠄎と明言せず）に言及する。以上でめて本義の主要な解釈は言い終え、次の話題へ転じる。𠄎「意内言外」に結びつけその重要性を示しつつ言いおわるとも読めるのではないか。

㉔『尚書』「商書」盤庚上（「盤庚」と略す）

「（商は）盤庚まで五度都を遷したのに、（盤庚は今）将に亳の殷に遷って治めようとして、民は咨き胥怨んだ。（史官はその記録として）「盤庚」三篇を作った」とあるその「盤庚上」に「王盤庚は殷に遷ろうとしたが、民は適っても居がないので、眾くの感える者たちを率いて籲らげようと矢言（正直な誓いのことば）を口に出して言われた…」で始まり「若網在綱、有條而不紊（「罔の衆くの結び目が綱に結ばれて在る若うで、條があり紊れない」とある。盤庚が決意し殷に遷都するに先立ち、王を補佐する職に

ある者たちを集めて戒めたことばの記録である。

該当引用例の同じ段落では後に続けて「そのように、農夫が耕作に励み収穫に力めれば、秋が有るみのりようである。汝らはよく汝らの私心を退け、予の命令に従って真の徳を人民に施き、それが姻戚の者や友人たにまで至るようにして、そうしてやっと初めて汝らには積徳があると大きく誇らしく言え。(それなのに) 予の命令を恐れ敬まわず害毒を遠く邇くの民に流すので、農事を怠り安よきに自より、しごと勞をすることに勉めず、田畝での仕事に従事しないならば、とても黍稷を収穫することはないであろう。」とある。引用例の段注のみでは、この後然るべき立場にある臣下が集まり一志乱れず進むと誤解しそうだが、繰り返して督責するのである。よって「總め聚めて而してたばね繋束る」が王(凡)と臣下(目)の立場から、^⑩までの例の後続として相応しいと考えたのだろう。(13上7b) 案に「○亂也。从糸文聲。○「商書」曰「有條而不紊」とあり、(13上25b) 綱「○网紘也。」の段注でも「「商書」曰「若罔在綱、有條而不紊」と全て引き『詩(大雅 棫樸)』鄭箋「以罔罟喻之、張之爲綱、理之爲紀(罟罟をば以って喩え、張って綱と爲し、理めるには紀と爲す)」と注するので、綱紀(治理、法律と秩序を守る制度)で治安を維持するのであるから、これも前例『周禮』の大宰凡と下位の小宰目とその職種の例(禁令)の意が補足されたように見える。凡の用例で紊と綱の字義とは関係があり背景が字義の補足たり得るはずだが戻って転じることで本義の重要性を再説する。本義の証となる例となつたのではないか、^{注7)}。

^⑫ 杜預『春秋經傳集解』敘(『集解』と略す)

そもそも孔子が刪定及び編述した経と左丘明作の伝とは、それぞれ別の書物であったが、特に唐代以降、『春秋』はそれまでの訓詁を集大成した魏の杜預(222-284)注『左傳』で読むとなった。春秋義例説で杜は『詩』『書』の序文や『史記』太史公自序、劉向・劉歆父子が書物を整理し著した「叙録」などを踏まえたと述べる。敘文は自らが新たに注釈を付した意図や執筆の動機、行った文献整理について記録する。例は以下の文脈にある。「…ある人が尋ねた、「春秋は文字表現に差異をもたせて、義を示すものである。もし、お説のように考えれば、経文中には、同一の事柄について文字表現が異なるのに、そこに義の含まれない箇所が出て来るにちがいない。以前の学者たちが説き伝えてきた学説は、すべてそうは言っていない」と。(杜

が先儒の批判に続き詳しく自身に自身の立場を明確に)答えていうに、「…^{わたし}預が、いま先儒と異なる説を立てる理由は、丘明の伝すなわち『左傳』を專一に研究して、それに基づいて『春秋』を解釈する立場をとるからである。經文を貫くすじ道は、必ず『左傳』から出る。そして、『左傳』に示される義例は、総じて周公以来の礼制に基づく様々な「凡例」に帰するが、孔子の新意によって立てられた「變例」を推し及ぼし、これにより是非善悪の評価を正しく下す。『公羊』と『穀梁』二伝には選択を加えて、正統ならざる説はとらない。この方法こそ左丘明の意図したところでもあるだろう。經文に疑わしいところや錯誤があれば、詳しく論じて、疑わしい点は触れずに残し、こうして後の賢者を待つことにした。「しかし先儒のなかでも、劉歆は創めて大義に通じ、(その弟子) 賈徽と(父の学問を引き継いだその)子の逵、許淑は、皆先儒の美れた者たちである。最後に穎容は、その説は浅薄卑近ではあるが、やはり有名な学者である。それゆえ、特にこの劉・賈・許・穎者の説と私の説との違いのみ挙げて、先儒の説との異同を示すことにした。…」

㉔ 「委於艸莽」の出典は定かではない。同表現が見える政書『宋會要輯稿』「崇儒七」(漢籍電子文献資料庫では「委於草莽」だが、段氏は説文では「くさ」の意は艸とする。『輯稿』と略す)を、いま参考にする。段氏はとうに逸した宋代奉勅『宋會要』はおいても『輯稿』自体の目驗が可能であったか否か定かではない。ただ、段注に教見するように、或いは親しい高官・出版関係などをはじめとし優れた人人との広く親しい学問的交流を通じ『永樂大典』の同句を見る機会を得たかもしれないと、筆者は考えた。

『輯稿』は清の徐松(1781-1848)が嘉慶年間に『全唐文』を編纂中に宮中所蔵『永樂大典』を読み佚していた『宋會要』の原稿を見つけるたびに書記に命じて書き写させ、整理したという。宋代の政治・制度・經濟史を知る貴重な資料として研究に飛躍的な発展をもたらした。

該当例文は「崇儒(儒者を崇える)七」「戈了一考亡(戈が了り一亡ぶについて考える)」の本文「稟稽辜德漸塵掌蘆聲童廣鸞直聶苞」の注に「廟は熏^昏には員^盛んに容^儀があり客があつた。……亦た同様に斯の客が(突然に)有つて(名君が国を治める教を説く)『詩』『書』をば以てそれを論じて天子に示したが、敢えて家臣を動揺させないことはなかつたのである。……。三統が(敢えて重荷を)負つて天下に立つ所以であるからである」という。

孔子が作った『春秋』では王月・二月、一丹（帝王の）と皆て玉美称に書く。（これについて）何休が説いて曰うには「正月は周王の暦での正月、商王の暦で正月に貢ぎ、夏王の暦ので正月に貢ぐからである（大一統すなわち一統を大ぶ）。（このように）蓋多分に囂（声を上げて争）ってでも必ず光聖なる遺産を尊ぶのは、三統が（敢えて重荷を）負って天下に立つ所以であるからである」と。秦（法治主義による中央政権・官僚制度中心）が六国（燕齊魏楚韓趙）を滅し二周（西周と東周の故地）を夷たいらげるに及んで、師法があることはなかった（秦での「師」は『韓非子』に因り先生ではなく官吏だから）。故に光聖なる神靈（尊崇すべき儒者）は「委於草莽（草が生い茂り荒れるままに委ねる）」であり、子孫は編戸（戸籍上平民に入れられる）に困しんだ。漢初に天下が定まるに至っても未だ制する邊ゆとりがなかった。…（董仲舒を重用した）武帝が東郡（邯鄲の東、邯鄲は周の故地で戦国時代は趙の都であり秦始皇帝の故郷）から洛（水、洛陽は周の都）を過ぎたその後後に及んで周を得た（周王朝に代わるべき新王の魯、実は劉漢王朝）。南三百里の地を討たことを賞賛して、それを以とし杞理由（曲げて容器を作る木）を（末永く）奉じて祭った。…」とある。この書に依ったとすれば、何休の学説他を引き誤りとする凡字㊦文字構造の注のみならず凡全体の注釈も終えることになる。以後は、杜預と董仲舒及び何休の学説と出典の特徴（学術思想）を考える。

4. 『康熙字典』凡 注4)

それに先だち、段注以外の字書で凡の字義と典拠を確認する。段注独特の語釈と引用例なら考究する視点と方向の重要性が増す。『康熙字典』（『康熙字典』と略）で凡は子集下、部首「几」1画（総画3）にあり字義関連部のみ取る。

① 基本義と発音は説文から、以後の義書から字義他もとる。説文「最括也。』『玉篇」「非一也。』『廣韻」「常也、皆也。』『正韻」「大概也」（両韻書は反切は「符咸切」）

② ①の別義:杜預『集解』序の例は「發凡以言例（凡を發してそれで以て例を言う）」で、『漢書』師古注「凡、大指也（およそ・あらかた）」が字義で段注とは異なる（あらかたのきまりとしての体例の意）。

③ 別義「数える」は説文に続く字書『玉篇』から採る。

④ 別義「最目」は『周禮』『天官司會』から、同時に「簿書」は段注に同じ「小宰疏」である。つまり段注と同じ表記が見えるが字義が異なったり、字義は同じようでも典拠が異なる、或いは典拠が半分異なる。

以上、『康熙』は字義を細分する、或いは広く集めたように見える。前述のように段氏は注釈態度として、そもそも本義から字義を小分けしない、別義として逐一集めない、と筆者は考える。本義は人の自然な心の働きに従い自然に拡がると考えるからで、結果的に多義となるように見える。出典や段氏の按語を読み進めれば、やや異なるようにみえても本義で解釈可能という立場に立つと考えられる。別義を明記するのは、段氏が字書説文の解釈として必要と考える用法（六書説と古音説から見て）の場合である。

本義の典拠で最初の例『繁露』は重要だが採らない。『周禮』の2例（字義の広がりと考えれば一つの典拠かもしれない）一字義の解釈とは直ちに出来ない気がするが—後半二例「盤庚」と『輯稿』は、この勅撰字書には明らかにない。段注執筆時『康熙』は既に成っていたが、段氏一人ではほぼ一生をかけ一万字近くある一冊の字書の親字の字義解釈に専心すれば、完成までを見通した一貫した著述意図は欠かせないはずである。その意図に従い段氏は選択的に独特な例を取った、と先ず考えてよからう。

なお、段氏には、段注執筆前に経書研究の専著として3種『古文尚書撰異』、『毛詩詁訓伝』、『詩経小学』、『周禮漢讀考』があり^{注6)} 全て『皇清經解正編』所収、十三經注疏本（阮元本）校勘記でその段説が屢々引かれることは周知の事実である。『撰異』（1791年成、段氏57才）と『漢讀考』（1796年成、段氏62才）2書を確認して本稿に関わる記載は見えない。この2書は、古音研究の成果を以って著した段注に先立つ業績である。段注は嘉慶12年丁卯（1807年、73才）時に成り同20年乙亥（1815年81才、9月5日卒）に全て刊行した。『年譜』及び『遺書』より、成書から刊行終了までの間の同16年辛未（1811年77才）の時に『春秋左氏古經』12巻を成した。『左伝』（杜注）研究と畢生の大著成書後の段氏については、筆者の今後の課題の一つとして残る。（上述書は全て『段玉裁遺書』・『經韻樓集』所収）

5. 出典書とその著者について

著述意図・典拠とした出典と著者の学術思想的立場・主張を考察する。小学（経部小学類）を専門とする執筆者はこの点には全く門外ゆえに、先

達の成果によって読み進めざるを得ない。ご了承願ひ、併せてご教示いただければ幸甚に存じます。

5-1 董仲舒と『春秋繁露』

『康熙』に引かれない典拠例はそもそも段氏独特で、就中最初の本義解釈のための例『繁露』（「名號」）は要であろう。後に『集解』序を引き以後の典拠例に影響を与えることはすでに上述した。段氏にとって重要な思想であると推察できる。以下、戸川芳郎氏が『古代中国の思想』^{注7)}で詳細に説かれる董仲舒及びその思想を主たる参考（表記はそのまま）とし、段注に関する内容を摘記する。（文中の`、`"などはママとする）

董仲舒（紀元前176-104）は広川国広川（今の河北省呉橋県）生まれ。日常の作法にも礼容を崩すことがなかったという。清廉潔白人柄を窺わせる。

若くして『公羊春秋』を修め、景帝の時、胡毋生とともに斉地方の春秋学を代表して博士となった。儒学を国家教学に据えるよう献策した賢良対策（武帝即位の建元元年・紀元前140年）により政治的重要な地位を得るには儒学的教養を身につけることが必須となった。郡国に太学設置を上奏した結果五経博士がそれぞれの専門とする経学を教授することになった。

統治行為の過失に「天」が自然災害をくだし、君主を譴責し警告を発するという天人相関の災異説を私的に適用したことを弟子に師の文と知らずに痛烈に批判され死罪の危険にさらされたことがある。以後はその災異説を公言しなかったという。また、同じ『春秋』学者の公孫弘の讒言で左遷された。任期中の不慮を怖れて疾病を口実に辞任しても二国にわたる驕恣な諸侯王に仕え、よく一身を正して部下を導き、諫争して劉漢中央政府の法令を施行させた。

退官後、家居したが、家業を見ずにその生涯を研究と著述に傾注し、彼は寿命を全うした。

董仲舒の思想は、『漢書』本伝の「賢良対策」と『春秋繁露』によって伝えられる。「士不遇賦」（『古文苑』内閣文庫林羅山旧蔵版所収あり）が伝わり、教えを受けたという司馬遷には「悲士不遇賦」がある。

彼の政術（政治における方策略謀略）は、儒家の仁義・礼制を重視する文化思想にのっとり、法制や詐術による武断的制覇を排して、王覇の道をはっきり区別した。とくに彼の創説としては以下。

1. 則天主義（宇宙の秩序の根元を形而上学的“天”に求める）を徹底させ天人感應理論をつらぬいた：自然の現象が、この有意志の天の支配下にある陰陽二気の交錯によって起こり、社会現象、ことに君主政治は、天意のもとにある自然の変化に同類感應する。

2. 1. の休祥災異の陰陽五行思想を応用して、現実の治政や疑獄などの事務を裁いた。

3. 謀反を予告したとして死罪の危険にさらされた天人相関の災異説（統治行為の過失に「天」が自然災害をくだし、君主を譴責し警告を発する）は、武帝みずから春秋公羊学家の義法（体例を重視する一種の演繹法）に大いに信頼をよせる結果となった。

4. 『春秋』の義法を操る経術に法術をもまじえて、俄然“禄利の路”（仕官コース）が儒家の徒のまえに開かれたが、董仲舒らは功利を追う儒術に背を向けた。

以上1.～4.と本稿の引用例との関係を見れば、明らかな共通点が見い出せる。1. 則天主義（『繁露』「受命の君」）、2. 休祥災異の陰陽五行思想（『周禮』の目、小宰之職）、3. 春秋公羊学家の義法（凡）に関わるなど。これに信頼が篤くなった理由が天人相関の災異説ならば1.と2.に戻って高い評価を得たその説が重要であると理解できよう。

5.-2

4『春秋』の体例を重視する義法を操る経術（経書による政治実践）と法術（一種の宗教的現象）について、戸川氏前出自著『繁露』の条で続いて以下のように説かれる。

①天人相関の陰陽理論（自然現象と人事とが対応関係にあるとする学説）は人倫道德や管制（統治機構）を通じてすべて陰陽五行の“天数”に照応する。

②「有名な休祥災異思想」は、“天”に有意志の神格をみとめ、人事を主宰する君主の治政は、天子にふさわしく人民を教化・慈育して農耕的自然環境にあわせて民生を安定させて、天意に随順すべし、とする。その統治の過誤つまり民生を害するばあいには、天の陰陽二気に不調和をまねき、自然の災害（旱天・秋霖）などによって譴告され、怪異（彗星・地震の発生など）によって警懼させられる。なおも無反省のときは、政権の天命を

^{あらた}革めてその国家を覆滅させる。天意を得て民生を保善するとき、受命の符（^{あらた}検証）として瑞祥（紫雲・珍獸の出現など）が現れる。したがって、天意を尊重する郊祭（天の祭祀）が最高の祭祀とされる。

②' また、従来の五行説を応用し、君主に“五事”（貌・言・視・聴・心思）に慎重であることを要求するが、このような陰陽五行の災異思想によって『春秋』の災異記事を現実の政務に適用し、儒家の^{あらた}経術つまり経書の政治実践への活用化にのり出したのは、董仲舒のこの主唱に俟つところが大きい。

更に、続けて、

③ 春秋学説については、“三統”説—天統・地統・人統のおのおのの制度をもつ三王朝が循環交代して支配するとする法則と、“王魯”説—周王朝に代わるべき新王は魯（実は、劉漢王朝）とする、その前提で孔子が『春秋』を筆削（修正）したという説、この両説によって、易姓革命を説いた。政治思想としては、“三世異辞”説によって「大一党」を主張する。すなわち『春秋』の魯の十二公、二百四十年間を「所伝の世」「所聞の世」「所見の世」に三分し、この三世おのおのによって『春秋』の書法（記録方法）を異にする、その微言を通して「一統を^{とうと}大ぶ」つまり、求心的な単一世界国家を希求する目的を段階を追って達成するものとした。いずれも、現実の王朝に有利な、絶対君主権の成立を目ざす主張である。

以上より、この条の②の「^{あらた}譴告・怪異・警懼さ・政権の天命を革めてその国家を覆滅・天意を得て民生を保善するとき、受命の符（^{あらた}検証）が出現」とあり「天意を尊重する郊祭（天の祭祀）が最高の祭祀」は『繁露』の後半の祭祀と『周禮』の祭祀に関する職の記述、さらに「^{あらた}商書」盤庚篇は全篇を思わせ上篇は人民への教化を始めとし例の典拠では臣下に農耕に励める環境に民をおき安定させることをいう。

②に付随するような記載内容の②'（五行説の応用）の「君主に“五事”」の言と心思は^{あらた}書に関わるがは貌なども^{あらた}書で引く例の段注に見えるのである。

③の“三統”説（天統・地統・人統のおのおのの制度をもつ三王朝が循環交代して支配するとする法則）は、『輯稿』の例（すなわち何休に関連）に見え、凡の本義⊖ではなく文字構造⊖の段が関連する。

従て、戸川氏による『繁露』の各説は、続く引用例の内容及び出典そのものが内包する学術思想に符合する。最初におかれた意義は大きく論述（解

釈を通じて) し主張する意図は明瞭と考えられる。

董仲舒は、表面的には、出自もよく社会的立場は高かったが概して慮外の不幸に見舞われた人生であったといえよう。しかし、日常の作法にも礼容を崩すことがない姿勢(清廉潔白)を貫き通して自らを評価する人物に出遭った。必ずしも望まない高位に付いたことでは博士となり、俊英なる弟子たちの教育に繋がった。生涯学問一筋に考究し続けたことにその理由があったであろう。

5.-3 推測として

戸川氏『繁露』説三統説により三書は段注の始めから繋がる。国を治める政治制度上永く重んじられてきた儒教の經典『周禮』で自説の進む方向を宣言した。凡の本義を証拠立てるために最初に4例を挙げ読者に自らが考える字義の本質を知らせた。次ぐ凡字説解が誤ると説く文字構造の解釈で挙げた盤庚篇は、『繁露』凡と目の関係から、民を教化したのち王(凡)の治政の下にこそ諸侯たち(目)は誠実に職位に相応しく務めて在らねばならない、と新たな国周に移る前に在席者に繰り返し述べる(宣言)。盤庚全三篇通じ休祥災異思想や天人相関説により天意に合わねば穰りがなく民は苦しむと警懼・譴責し、家臣が惧れば王は宥めると繰り返す。そしてやっと遷都した周は孔子によって理想と称されるに至った。これが段注の自説を補足的に証拠立てるためであれば、段氏の本意・採用の意図が気になる。最後は、不確定だが、『輯稿』に因った例とすれば、盤庚同様何か意味があるのだろうか。それまで重ねて長々儒教的思想(文化・学術)を説きながら、誤った説解を修せず誤りと厳しく説く段注の最後で一転「委於草莽」と嘆く。些か落ち着かない気がするのである。

『輯稿』では孔子の『春秋』での述べ方(解釈法である義法)を何休が説明したあと、荀子(性悪説)に学んだ李斯(小篆を造る)を重用し韓非の師法(書でなく官吏が師である)の影響を受けた始皇帝を挙げるのは、逆転する。だが、董仲舒を重んじた武帝(三統説による漢王朝)によってやっと周に戻った(三統説と盤庚に同じ)といい秦のやり方を否定した。すなわち『繁露』や『周禮』(意図)を評価するのである。『繁露』及び段注の執筆態度や江沅説を記したことからすれば韓非とは異なる師法(師に就いて五経から学ぶ)を認め、凡の説解の解釈としては條が通ると言える。

それでもなお異なる解釈に触れ再た転じて自説を貫く解釈、この根元には何かがあるのか、意味することが気にかかる。ここに書きおくのもめだたないようにか、或るいは最後に思いを強く表明するのかと訝る。

5.4 杜預『集解』と『輯稿』

杜預については、基本的に川勝義雄氏『史学論集』（朝日新聞社 中国文明選、1973）に拠る。

段注が引く『集解』叙については、「私がいま、先儒と異なる説を立てる理由は、『左伝』を専一に研究し、それに基づいて経文を解釈する立場を取るからである。経文を貫くすじみちは、必ず『左伝』から導き出す。そして『左伝』に示される義例は、総じて「凡例」に帰結させ、「変例」を推し及ぼして是非善悪の評価を正しく下す。『公羊』と『穀梁』の二伝には選択を加え、正統でない説は採らない。思うにこれが左丘明の志であろう」と述べ、補足として『春秋釈例』が別にあることに言及し、「…別に…『釈例』という題をつける。『春秋』の経・伝を学ぶ人が、ここに集められた問題とそれらの異同についての説明とを、見やすいようにしたものであって、「釈例に曰く」の見出しをつけたところでその説明を詳しく述べた」という。

また、春秋義例説に関しては、杜預は『左伝』の研究を通して、『左伝』が『春秋』の経文に対して解説を立てる基本原則は、凡例（周公制定以来の基本的な礼法）、変例（孔子の新意）、非例（毀誉褒貶の義を含まない歴史的事実の部分で最多）に分けて立てた。

という。

上述師法や典拠『繁露』のように、段氏には同じ（類似）表現の経例・変例でも些か意を異にする㊦文字構造（異体字）の注釈がある。勿論凡例を最重視することは同じで基本義を説くのに用いた体例も大差ない重要な基本原則であったはずである。変例は『集解』の字義の解釈（義例）の原則を凡例に帰着させて変例を推し及ぼしたと理解できる。杜注では変例（孔子の真意）・非例（毀誉褒貶を含まない歴史的事実）は、説文・段注には当てはまらない。寧ろ経例といい條を貫く大切な凡例の意であり、それに対するものが変例と筆者は読む。ただ、凡例を重んじる段氏には変例と為ればなるゆえの理由があるとする立場であったと考える。この原則である

凡例があったればこそ変例の解釈が説得的であるのは説解㊦の江沅の異なる理解・解釈法にみえよう。加えて意見の相違のみならず、説解を容易に修正しない態度にも、師法の継承の有無に繋がる例と考える。以上、『集解』と『輯稿』が凡例の意を明確にした上で踏まえて、恰も危うさを越えて続く事例から師法の意義を説く拠所であった。これは段注一書に記された段氏の執筆態度の表明と言えまいか。この表明があって、段注一書を読み進む読者は、段注の真意を誤りなく理解し易くなるといえるであろう。

ところで、「叢木」の叢の段注には音義説により説かれ字義「聚也」の聚と豊韻^{注8)}とあることから凡の基本義「聚括」に戻るものであり、以後は注釈の視点を変えて㊦字体について論じ、弟子の説に賛同すると考えられる。

6. (9上29b) 𠄎「意内言外」の意義について^{注9)}

本稿の凡は、凡例の凡に他ならない。段注一書をどこから読むにも基本となり重要である。段注解読には段注そのものが欠かせない参考書、と言われる所以である。出典と関連する各段注には、体例としての記載や用語が見える。本義解釈の早い段階で突如まず𠄎の説解「意内言外」が出て、意と言との関係性を述べ凡字は𠄎であると説く。𠄎とは、『經傳釋詞』の詞、所謂助詞の類だが、文脈からは違和感を抱く。しかし、このために𠄎の段注解読へ進み更なる理解へ自然と導くには有効だろう。𠄎下に引かれた諸例の各段注への道筋だとさえ思える。一般に、説文が一書として整えられたにせよ、字書である以上、初めから順を追って読み進められるわけではない。全書の姿が念頭にある段氏が必要と考える説は都度必要に応じて注で繰り返すのが一般と見える。そうして関連する段注を参考にすることで、ある文字（ことば）を総合的に理解し得る。このために、そう読者に読まれるように、文は人なり、段注はこれを倦むことなく実践したと考える。あっさりせずぐだぐだしいならば、そうである理由がある。従て、凡例は通常通り敍で示すのは当然としても、関連する文字にも注することは、字書である説文の注釈者の態度、真摯な執筆方針としてはあり得るであろう。

「意内言外曰𠄎」とは司部𠄎「㊦意内言外也…」で、段氏が段注の始めにこれ自体が凡例と断じて、順序だて二類に分け少なくない典型例を挙げ、通例的な詳しめの長い注を付す。説解に「某𠄎」「～意」など見える所謂助詞類の基本義と関連する条では、影響する凡例であると段注は説く。実

はこれに段氏は「～言」が加わると屢々説くのである。本凡字では𠄎も意も説解にはなかつた。関連性は瞭然ではなかつた。

本稿凡では本義とその引申或いは別義、更に別義は所謂助詞（𠄎の段注がいう發語など、一般にはさまざまな語気を表わすと考えるの用法へと段氏の解釈は発展する。この発展を保証するのは、小徐の「而言也」で、言があれば意（字義）と重要な要素（鍵詞）二つ揃い、「意内言外」（𠄎）へは体例をまず整えて執筆し始めていた段氏は容易に考え至つたのであろう。この機に凡字で凡例（の義）を説くのは当然の成り行きである。凡の説解には𠄎と直接関係すると示す要素のモジはないが、𠄎であることに別義の解説以前に結び付けた。段注の引用例は凡例作成の根拠であつたろう。そして、凡の字義について網羅的となつたことは、字書の字義・用法（つまり六書説）の解説としては大いに備わつたと言える。

本凡「○取摺而言也」は、以上のように考えた注釈とすれば、そこには考え抜かれた意図があり関連付ける𠄎に重要性がある、と理解できる。また、早めに述べることで、段氏の意図への注目も促したか。

7. おわりに

本稿が「凡」をのみ扱つた点は、狭目の材料を問題にするかとの印象を与えようか。凡の基本義を証拠立てる拠所の資料として用いた①『周禮』（天官冢宰）・②『繁露』（深察名號）・③『集解』（杜注の敍）から凡例の凡であるとして解釈したこと、その上で親字小篆の誤つた字形を正すべきと④『尚書』（商書・盤庚上）と（仮に）⑤『輯稿』（崇儒）を用いたことは、明らかとなつた。凡字の三属性（形・音・義）すなわち「体」（モジの基本である構造）について説いたならば、その「用」（造られたモジの用法）について説くのも、師戴震の転注説を受け立てた自らの六書説（説文敍15篇上）「モジについての総合的概念」に従う段氏の説文解釈法である。途中用の一端𠄎に言及した。これにより単に必要に応じて用いて理解の助けとなる字書としてではなく、篇葉順に読み進まれても問題が少なく、問題を回避できるように、ここは先ず読まれるとの予想の上で、凡に可能な限り凡例の要点（原則と主旨）を一括して書きおいた。また関連する各段注では典拠例を集めて丁寧論じ相互参照の便を謀つた。常識的に敍も先ず読めば段注を適宜読んでも理解できるように、関連する必要な凡例は記

し下準備してある。段注を読む者は道順（順番）と理解を誤らねば、知識を得ることに近づくであろう。また、段氏が、凡例を先人の諸説・解釈を用いて説いたなら、この凡下では説文敍で説くような凡例（六書説など）とは些か主旨が異なる自らの凡例説を述べおくことは想像に難くない。凡例説の基本的考えは、①～⑤の引用例（典故）の背景すなわち出典が主張することと無関係とはいえない。

説文本義を基本方針通り正しいとして証拠立て更に補足して完全なるものとして説くには、①政術に仁義・礼制を重視した前漢 董仲舒の賢良対策・大学教育の重要性（師に就いて学ぶ）と三統説・天人相関説（陰陽論）・休祥災異思想、②孔子が尊敬してやまなかった周公作という『周禮』（天官・冢宰）の官僚政事諸制度の各論、③孔子より受けた『春秋』に伝をつけた史官という西晉 杜預の義例説（凡例・通例・変例・非例）を用いた。誤りない本義に対し弟子江沅説も採っても慎重に修正はしなかった誤った字体については、④遷都して優れた国家周とした盤庚がその遷都前に民の為といい王の補佐役臣下たるものならば如何にすべきか、そうでないなら災禍が及ぶと繰り返して督責する例、⑤孔子の『春秋』の記載法に対し後漢公羊学者の何休がその意図を説明する例（三統を存す歴史哲学説・師法）などであった。これら背景には共通点があり段注で終始一貫しているように見える。しかし、主張する論点・方向が異なるのではないかと思えることもある。門外の筆者には、これらの学術思想がそもそも段氏自身にとっての思想哲学か、如何なる意味をもつのか、否か判らない。限られた注釈のなかで凡例執筆の自らが目指す土台を口にするように表に出し明かにして、万事周到に説を建てたことから、凡例執筆の意図を実例で確認し考究するのは読者自身である。今後筆者は、確認作業として関係が深い凡例書で段注が挙げる具体的な例や補足実例などから一つひとつ検証に進む。表明されるのは如何なる考えでその意図とは、と考えるためにしばらくこの問題に取り組む。もっとも、段氏は自身の考えや諸説を（強く）主張する場合は主に親しい人々に対してであろう。学問を通じ交流する仲間、常に議論を重ね切磋琢磨する人々、清朝一流の学術潮流や思潮に在ったような師、多くの友人、先輩、後輩、弟子たちなどに伝えることを念頭に置いて入念に表明するか、と筆者は想わないわけではない。

引用例の原文（出典・典拠の該当箇所を中心に）①～③

①各本凡^{テカスト}

大徐 𠄎最括也。从二。二、偶也。从弓、弓、古文及。（浮芝切）

小徐 𠄎最括而言也。從二。二、其偶也。從弓。弓、古文及字。（符菱反）

臣鍇曰「一一、垂及字也。」

② 7下39a 最

𠄎（最）○犯取也。○从𠄎取

○鍇曰「犯而取也」。按、犯而取猶冢而前、取之字訓積、最之字訓犯取、二字義殊而音亦殊。顏氏家訓謂取爲古聚字、手部撮字从最爲音義、皆可證也。今小徐本此下多又日會三字。係淺人增之。『(古今) 韻會舉要』無之、是也。最、俗作取、六朝如此作。○『莊子』「秋水」「鴟鵂夜撮蚤。察毫末。晝出。瞋目而不見丘山。」『釋文』「撮、崔本作最」。此可證最撮古音同。（以下略）

○會意。小徐衍聲字。非也。祖外切。十五部。

③ 7下36a 取

𠄎○積也。○从冫取。○取亦聲。

○取與聚音義皆同。與冫部之最音義皆別。『公羊傳』曰「會猶取也」何云「取之爲言聚」。『周禮』「太宰」注曰「凡簿書之取目」。劉歆與楊雄書索「方言」曰「欲得其取目」、又曰「頗願與其取目、得使入錄。按凡言取目者、猶今言摠目也。『史記』「殷本紀」「大取樂戲於沙丘。取一作聚。」「張釋之馮唐列傳」「誅李牧、令顏聚代之。」『漢書』聚作取。『爾雅』「灌木、叢木也。」（『國風·周南·葛覃』）『毛傳』「叢木作取木。」『說文』凡字下曰取栝也。（8上16a）價字下曰「取也。」『史記』「周本紀」「周取、」『文選』「過秦論」「周取」。今各書此等取字皆譌作最、讀祖會反。音義俱非。蓋『字林』固有取字。音才句反。見李善選注、至乎南北朝、取最不分。是以周續之、劉昌宗、陸德明輩皆不能知『毛傳』之本作取木。顧野王『玉篇』「冫部」無取。而冫部有最、云「齊也。聚也」。『廣韻』本『唐韻』而『廣韻』十遇·才句一切、無取字。然則『唐韻』蓋亦本無取字。學者知有最字不知有取字久矣。『玉篇』云「最者、齊也。聚也。子會切」。是以取之義爲最之義、而『廣韻』十四泰云「取、極也。祖外切、亦是取之義誤以爲取之義也。何以言之。古凡云殿取者、皆當作从冫字。項岱曰「殿、負也。取、善也」。韋昭曰「第上爲取、極下爲殿。」孫檢曰「上功曰取、下功曰殿。」『漢書』「周勃傳」曰「取從高帝云云」師古云「取、凡也。摠言其攻戰克獲之數。」又「衛青·霍去病傳」曰「取大將軍青凡七出云云、文法正同。此皆與取目之取同。又「周勃傳」曰「攻槐里好時。取。」又曰「擊趙賁內史保於咸陽。取。」

又曰「攻上邽。東守峽關。擊項籍。項曲遇。取」。「樊噲傳」曰「攻趙賁。下郢槐里柳中咸陽。灌廢丘。取」。此皆殿取之取。張晏曰「取、功第一也」。如淳曰「於將帥之中功爲取也」。此正如葬書所言。凡山顛可葬者名上聚之穴。漢「蔡湛碑」「三載勲取」、其字正作取。以許君訓積求之。積則必有其高處。今人最美最惡之云讀祖會切。蓋於形、於音皆失之。古必作取、讀才句切。

㊦其而上而取之。㊧才句切。四部。

・8上16a 僂

僂㊨取也。㊩从人。贊聲。

㊨取、才句切。各本誤作最。今正。『廣韻』曰「僂、聚也」。取聚古通用。木部僂、竹部𥝩、義皆相近。李善引楊雄「覈靈賦」曰「文王之始起。浸仁漸義。會賢僂智」、僂音攢。

㊩作管切。十四部。

④ 12上46a 搯

搯㊪絜也。㊫从手。昏聲。

㊪絜者、麻一耑也。引申爲絜束之絜。凡物圍度之曰絜。賈子度長絜大、是也。束之亦曰絜。……搯爲凡物總會之稱。『毛詩』傳曰「搯、至也」、其引申之義也。『易』搯囊、借爲昏字也。㊫古絜切。十五部。

⑤ 13上37b 絜

絜㊬麻一耑也。㊭从糸。切聲。

㊭一耑猶一束也。耑、頭也。束之必齊其首、故曰耑（端正）。人部係下云「絜、束也」、是知絜爲束也。束之必圍之、故引申之圍度曰絜。束之則不敝曼、故又引申爲潔淨、俗作潔。經典作絜。㊭古屑切。十五部。

・8上34a 係

係㊮絜束也。㊯从人系聲。

㊮絜者、「麻一耑也」。「絜束」者、圍而束之。『左傳』（僖公25年）「係輿人」又（襄公18年）「以朱絲係玉二繫」、束之義也。束之則縷與物相連、故凡相聯屬謂之係。…

㊯胡計切。十五部。按俗通用繫。…

⑥ 董仲舒『春秋繁露』「深察名號」（四部叢刊本）

説文に繁が無いので段氏は（13上30b）髻（「㊰馬髻飾也。㊱从糸。毒。㊲春秋傳曰可目稱旌髻乎」）を用いた。本義㊰（馬の^{太く長いたれ髻}髻の飾り）の段注で「蓋集絲條下垂爲飾曰髻。引申爲髻多、又俗改其字作繁、俗形行而本形廢、引申之義行而本義廢矣（蓋^{組いと}ん絲を集め條の様にして下に垂らし飾りにするのが髻というのだらう。引申して髻多（おおい意とその字）と爲し、さらに又俗にその字を改めて繁を作り、俗字の形が通行してそうして

本来の形が廃れ、引申義が通行してそうして本義が廃れてしまった)」と解釈する。これは本義と本形を説文で用いるのが原則（体例、くさは艸とした例）とする段氏にとって不都合であったろう。苦慮したやり方と思える筆者は「集絲條下垂爲飾」が凡義と『繁露』に関わり、賈徽・賈逵父子に学んだ著者の許慎が㊦で『春秋傳』（哀公23年）を引き解釈することと関係する苦心の処理ではないかと考える。

治天下之端、在審辨大。辨大之端、在深察名號。錄其首章之意、以窺其中之事、則是非可知、逆順自著、其幾通於天地矣。…。而效天地者為號、鳴而命者為名。名號異聲而同本、皆鳴號而達天意者也。天不言、使人發其意。弗為、使人行其中。名則聖人所發天意、不可不深觀也。受命之君、天意之所予也。故號為天子者、宜視天如父、事天以孝道也。號為諸侯者、宜謹視所候奉之天子也。號為大夫者、宜厚其忠信、敦其禮義、使善大於匹夫之義、足以化也。…。各有分。分中委曲、名眾於號、號春大全。曲有名。名也者、名其別離分散也。號凡而略、名詳而目。目者、遍辨其事也。凡者、獨舉其大也。一日祭。祭之散名、春日祠、夏日祇、秋日嘗、冬日蒸。獵禽獸者號、一日田。田之散名、春苗、秋搜、冬狩、…。是故事各順於名、名各順於天。天人之際、合而為一。同而通理、動而相益、順而相受、謂之德道。『詩』（小雅・正月）曰「維號斯言、有倫有跡」。此之謂也。

⑦『周禮』「天官冢宰第一・大宰」

大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦國。一曰治典、以經邦國、以治官府、以紀萬民。二曰教典、以安邦國、以教官府、以擾萬民。三曰禮典、以和邦國、以統百官、以諧萬民。四曰政典、以平邦國、以正百官、以均萬民。五曰刑典、以詰邦國、以刑百官、以糾萬民。六曰事典、以富邦國、以任百官、以生萬民。

⑧ 天官「宰夫職・小宰」（十三經注疏本では「最目」に作る。②最参照）

小宰之職、掌建邦之官刑以治王宮之政令…以官府之八成經邦治…六曰聽取予以書契…書契謂出予受入之凡要凡簿書之「最目」獄訟之要辭皆曰契…（⑨²番目の典拠参照）

⑨『周禮』「天官冢宰」

・小宰之職。掌建邦之官刑、以治王宮之政令。凡宮之糾禁、掌邦之六典、八法、八則之貳、以逆邦國、都鄙、官府之治。執邦之九貢、九賦、九式之貳、以均財節邦用。以官府之六敘正群吏…以官府之六屬舉邦治…以官府之六職辨邦治…以官府之六聯合邦治…以官府之八成經邦治…以聽官府之六計、弊群吏之治…凡祭祀、贊玉幣爵之事、裸將之事。凡賓客、贊裸。凡受爵之事、凡受幣之事、喪荒、受其含襚幣玉之事。月終、則以官府之敘受群吏之要。贊冢宰受歲會。歲終、則令群吏政事。

・正歲、帥治官之屬而觀治象之法、徇以木鐸曰「不用法者、國有常刑」乃退、以官刑憲禁于王宮。令于百官府曰「各修乃職、考乃法、待乃事、以聽王命。其有不共、則國有大

刑」。宰夫之職。掌治朝之法、以正王及三公、六卿、大夫、群吏之位。掌其禁令。敘群吏之治、以待賓客之令、諸臣之復、萬民之逆。…掌百官府之徵令、辨其八職。一曰正、…。二曰師、掌官成以治凡。三曰司、掌官法以治目。…（10に關連）。掌治法以考百官府、群都縣鄙之治、乘其財用之出入。凡失財用、物辟名者、以官刑詔冢宰而誅之。其足用、長財、善物者、賞之。以法式掌祭祀之戒具、與其薦羞、從大宰而視滌濯。凡禮事、贊小宰比官府之具。凡朝覲、會同、賓客、以牢禮之法掌其牢禮、委積、膳獻、飲食、賓賜之殮牽與其陳數。凡邦之弔事、掌其戒令、與其幣器財用凡所共者。大喪、小喪、掌小官之戒令、帥執事而治之。三公、六卿之喪、與職喪帥官有司而治之。凡諸大夫之喪、…。歲終、則令群吏正歲會。月終、則令正月要。旬終、則令正日成、而以考其治。治不以時舉者、告而誅之。正歲、則以法警戒群吏、令修宮中之職事。書其能者與其良者、而以告于上。

10 「師、掌官成以治凡」。

掌百官府之徵令、辨其八職。一曰正、掌官法以治要。二曰師、掌官成以治凡。三曰司、掌官法以治目。四曰旅、掌官常以治數。五曰府、掌官契以治藏。六曰史、掌官書以贊治。七曰胥、掌官敘以治敘。八曰徒、掌官令以徵令。

11 『尚書』「商書・盤庚上」

盤庚五遷、將治亳殷、民咨胥怨。作「盤庚」三篇。

盤庚遷于殷、民不適有居、率籲眾感出、矢言曰…。…盤庚數于民、由乃在位以常舊服、正法度。曰「無或敢伏小人之攸箴」。王命眾、悉至于庭。王若曰「汝猷黜乃心、無傲從康。…予若觀火、予亦拙謀作乃逸。若網在綱、有條而不紊。若農服田、力穡乃亦有秋。汝克黜乃心、施實德于民、至于婚友、丕乃敢大言汝有積德。乃不畏戎毒于遠邇、惰農自安、不昏作勞、不服田畝、越其罔有黍稷。汝不和吉言于百姓、惟汝自生毒、乃敗禍姦宄、以自災于厥身。…爾祖其從與享之。作福作災、予亦不敢動用非德。…予告汝于難、若射之有志。汝無侮老成人、無弱孤有幼。各長于厥居。勉出乃力、聽予一人之作猷。無有遠邇、用罪伐厥死、用德彰厥善。邦之臧、惟汝眾。邦之不臧、惟予一人有佚罰。凡爾眾、其惟致告。自今至于後日、各恭爾事、齊乃位、度乃口。罰及爾身、弗可悔。」

11 罔が綱に在る若うだ（^{すじ}條があり^{みだ}紊れない）。

・『尚書』「盤庚上」「若網在綱、有條而不紊。若農服田、力穡乃亦有秋。」

・13上7b 紊○亂也。从糸文聲。⊖「商書」曰「有條而不紊。」（段注は省略）

・13上25b 罔○罔紘也。⊖从糸。罔聲。

○各本作維紘繩也。今依「械樸」「正義」正。紘者、冠維也。引申之爲凡維系之稱。孔穎達云「紘者、罔之大繩」。「商書」（盤庚上）曰「若罔在綱。有條而不紊」。『詩』曰「綱

紀四方」。箋云「以罔罟喻之。張之爲綱、理之爲紀」。㊦古郎切。十部。

𦉳㊦古文綱。

㊦ 杜預の『春秋經傳集解』（杜注）の叙は、十三經注疏（阮元本）『春秋左傳注疏』「春秋序」による。（訳は川勝氏同書に基本的に拠った）

…或曰「春秋以錯文見義。若如所論、則經當有事同文異、而無其義也。先儒所傳、皆不其然」。荅曰「…預今所以爲異、專脩丘明之傳、以釋經。經之條貫必出於傳。傳之義例、摠歸諸凡（校勘記：監本・毛本摠作總。案九經字樣云摠說文作總、經典相承通用。監本・毛本作總・轉寫之異。下放此石經誤作摠）、推變例以正褒貶。簡二傳而去異端。蓋丘明之志也。其有疑錯、則備論而闕之、以俟後賢。然劉子駿、創通大義、賈景伯父子・許惠卿、皆先儒之美者也。末有穎子嚴者。雖淺近、亦復名家。故特舉劉・賈・許・穎之違、以見同異。…」

㊦ 11上2 7b 汜

汜㊦濫也。㊦从水。巳聲。

㊦玄應（『一切經音義』）引此下有「謂普博也（あまねくひろい）」四字。『楚辭』「卜居。將汜汜若水中之鳧乎」。王逸云「汜汜、普愛眾也。若水中之鳧、羣戲遊也」。『論語』（學而）「汎愛眾」。此假汎爲汜。㊦孚梵切。七部。

㊦ 8上37a 偶

偶㊦桐人也。㊦从人。禺聲。

㊦偶者、寓也。寓於木之人也。…按木偶之偶與二枿並耕之耦義迥別。凡言人耦、射耦、嘉耦、怨耦皆取耦耕之意、而無取桐人之意也。今皆作偶則失古意矣。又俗言偶然者、當是俄字之聲誤。㊦五口切。四部。

㊦ 3下18b 及

及㊦逮也。㊦从又人

㊦彡部逮、「及也」。㊦及前人也。巨立切。七部。

𠂔㊦古文及。㊦「秦刻石」及如此。

㊦句。㊦今載『史記』者、（金陵初刻本・秦始皇本紀第六 28年）琅邪臺刻石云「（人迹所至、無不臣者。功蓋五帝）澤及牛馬（莫不受德、各安其宇）」、碣石刻石云「惠論功勞、賞及牛馬」。按、李斯作小篆、而刻石仍不廢古文也。

𠂔㊦亦古文及。㊦按凡字從此。

𠂔㊦亦古文及。㊦左從彡。右蓋從筆。

㊦ 逮：定母 霽韻 去聲 第小韻 特計切 四等 開口・定母 代韻 去聲 代小韻 徒耐切 一等 開口

2上7a 隸⊙唐逮、⊙及也。⊙从辵。隶聲。

⊙返。⊙唐逮雙聲（共に定母、齒頭韻全濁）蓋古語也。…。

⊙隶部曰「逮、及也」。此形聲包會意。徒耐切。古音在十五部。

・3下22b 隶

隶⊙及也。⊙从又，尾省。又持尾者從後及之也。⊙凡隶之屬皆从隶。

⊙此與辵部逮音義皆同。逮專行而隶廢矣。⊙徒耐切。古音在十五部。

17 1下39b 芰

芰⊙艸浮水中兒⊙从艸。乏聲。

⊙芰與汜音義同。→孚凡切 『廣韻』（敷母+凡韻 平聲 凡小韻 符（咸）〔芰〕切 三等 合口）⊙孚凡切。古音在七部。

18 出典とは断定できないが、『宋會要輯稿』（中國哲學電子化計劃版。国立北平図書館がハーバード燕京研究所から資金援助を得て1936年印行版の影印本）に同じ表現が見えるので参考にした。現段階では仮定に基くことをお断りしておく。

何休（129-182）は、後漢任城（山東省濟寧）の人。寡黙な人柄で儒学に通じ、州郡に仕えなかったが正義派の陳蕃に召されて近づき蕃の失脚とともに党錮に連座した。しばらく家居して研究に専念したのち司徒の屬官となり議郎（賢良方正の士が選ばれ顧問や非常時に対応）や諫議大夫（君主の行動に過ちがあれば見逃さず厳しく助言する）を歴任した。当時の政教に対する批判を古典の注釈に昇華させて『春秋公羊伝解詁』を著し三科九旨などの原理を立てたことは、春秋の体系的解釈を試みたとして公羊学上不朽の意義をもつ。天下が衰乱から升平を経て太平に三段階式に進むとする歴史哲学は、清末の思想家の注目をひき、学問の総合的研究は劉逢禄によってなされ康有為は变法自強運動の理論的根拠にした。公羊学は、前漢の董仲舒によって形作られ後漢の何休によって大成された。何休以後は、『春秋』を『左氏伝』によって解釈する左伝学が主流となり、公羊学は衰退した。何休は『孝経』『論語』にも注し、『左氏膏肓』『穀梁廢疾』『公羊墨守』は鄭玄の反論を招き、董仲舒『左氏伝』は古文学派、何休『公羊伝』は今文学派であるとして論争がある。（主に重澤俊郎氏平凡社『アジア歴史辞典』項目 1959、また日原利国氏『春秋公羊伝』（抄訳、世界文学全集3『五経・論語』筑摩書房）、1970年所収・平凡社『世界大百科事典 第2版』他を参照した）

ここは『春秋』を公羊説によって孔子の理想である微言大義を説き現実の政治に実現しようとする政治思想（自国以外は華夏の諸国でも疎外する衰乱の世、華夏の諸国と夷狄とを区別する升平の世、華夏と夷狄との区別が消滅し世界がひとつに帰する太平の世の3段階式に展開する歴史哲学三科九旨説に関わる）を述べるか。

廟熏員有容有客…亦有斯客以詩書論之示天子、不敢堅臣也。孔子作『春秋』王月・二月、一丹、皆書玉。何休説曰「正月、周正月、貢商正月、貢夏正月。蓋嚳必尊光聖遺、三統所以負立於天下也。及秦滅八國夷高、不有師法。故光聖神靈「委於草莽」、子孫固於編戶、至攘初定尺下禾暹制作。及武帝東郡過洛、其後得周。賞南三討百里之地、以奉祭祀。…

解説の補足（特に段氏の執筆態度など）

(1) 大徐本と小徐本は一般に反切は異なり、段氏は全体として宋本説文のまま（大徐をとる）ので異論は注で述べる。実際に改めるには慎重であるとも見える。六書では段説が凡例とする本字「从」ではない「従」を用い「反」で反切を示す小徐本『説文解字繫傳』は徐鍇自身の解釈を往々にして記し、全段説及び段氏の解釈に小徐本が影響を少なからず与えたかもしれない。本凡下説解では𠄎が「意内而言外」だから「而言也」を取ったと考えられる。

(2) 「麻の一耑が絜の本義」と他の段注と関連する説を特に説明なく引き説論の條を繋ぎ成し遂げていく論法はよく見られる。読者が交互に参照すると考えた上でのことゆえ一概に支離とはいえないだろう。(13上37b) 絜「○麻一耑也」○一耑猶一束也。耑、頭也。束之必齊其首、故曰耑（端正）、人部（8上34a）係下云「絜、束也」、是知絜爲束也」とあり、ともに根幹の意束が絜と関係づかねば凡の基本義○は完成しないと考えたのであろう。

(3) 「意内言外曰𠄎」は凡例𠄎の説解で、その凡のここでも𠄎の段注がその実践例と明らかに意識して述べたと考える。

(4) 前漢董仲舒著『春秋経露』は、公羊学の立場から孔子が述べた『春秋』の解説書。内容上は『春秋』とその『公羊傳』の解説だが董氏の哲学思想や政治論を述べた部分も多い。段氏が凡の解釈に対となる目にも言及する例を引く深察名號は、名称や称号に深く思いをめぐらすという意で、孔子が、治人の常法として、名を正し大義名分を明らかにする正名論に極めて力を用いたことは知られる。①漢代儒教の大きな特徴である徳の尊重と刑を肯定すること、②倫理的動機を重視しつつ結果主義を認めること、③君主権を強化し抑制する理論など論理が多く、④礼楽説、⑤天と人が対応する天人相関論、⑥陰陽災異説の提起、⑦政治経済観、殊に革命理論、厳しい攘夷論や復讐の強調などは、清朝公羊学派にとって思想的根拠となったと言われる。このことは凡の典拠のひとつとして引く以上、段注を読む場合は注意しておくべきことであろうか。

(5) 引いた天官「宰夫職」に「二曰」のみで「三曰」は略して記さず後に目を含む「三

曰、司、掌官法以治目」を引かない。凡を治めることにより成しとげることと賛同する意を示すためか。(回参照)

(6) ここから凡の解釈上重要な同義の^{ことば}文字が列挙される。その統括的表現「汎濫一切」は音義説により明快に導かれる。

汎(孚梵切、段氏7部『廣韻』奉母 凡韻 平聲 凡小韻 符(咸)〔芝〕切 三等 合口)は凡(浮芝切、古音は段氏7部『廣韻』奉母 凡韻 平聲 凡小韻 符(咸)〔芝〕切 三等 合口)と同音で声訓により汎濫は「あふれひろがる」意、「一切」とは凡の本意そのものゆえ併せて「あふれるほど多くの全てをまとめ合わせる」意となる。掌りおさめる立場を表明し漏らさず多く全てを対象とする意を明言して、四字が親字凡の詳しい本義解釈となる。

また、及(群母 緝韻 入聲 及小韻 其立切 三等 開口)と逮(定母 霽韻 去聲 第小韻 特計切 四等 開口、また定母 代韻 去聲 代小韻 徒耐切 一等 開口)は轉注(互訓)だが「从及」(文字構成要素)の「搯束(たばねしぱりあげる)」の意を取ったので同じく本義にかかわる鍵詞とみてよい。

(7) (6)により、音義説による「汎濫一切」と合わせ「たばねてしぱりあげる」の「搯束」は簡潔明瞭に凡の本義を表現する。この両表現から凡一字に備わる三属性(形・音・義)、すなわち説解を説き直した。

(8) 段注は江沅の説は屢々引く。最終的な段氏古音17部説がまとめられた『説文解字音韻表』(段玉裁没年1815年の前年1814年成る)は、段氏の補説が無き場合は特に異論・問題ないことを意味し、段注執筆時の悩みはそのまま揺れる(時に矛盾するような)表現で記されていると見える。この条で江沅説(漢字の三属性)を引けば、それは段氏が認めたことを意味すると考えてよい。

(9) 經例と變例の表現については、『集解』義例説にみえる体例の種類表現に似るがやや異なるようだが以下はこの表現を利用して説いてゆく。凡-目のように大広-小狭の関係ではなくとも段注では、「先に小篆(篆文)一後に古文・籀文」は明らかに説解で或体が出れば多くの場合問題となる重要な体例の一つで、段氏校勘の根拠とされる凡例である。校訂する場合、通常この先後説が当てはまらないならばその理由を努めて挙げるように思う。筆者は、凡たる原則を段氏はむやみに破らず棄てもしない、とみる。

また段氏は變例は「興」則ち勃興する意で「にわかにな勢いを得て成功」し、それは文字が基本的に収まるところ(この世を構成する基本要素)の部首より「起」則ち起立する「目覚めて立ち上がってから始まる」と説く原則と異なることは思いもかけず勢いに乗って広がってゆき幅を利かせる結果を生むから、と段氏の凡意識を表現すると考える。

(10) 三皇后五帝の初（聖人）である黄帝は、従わない者たちを討ち新たな道を拓いた王とされ（『史記』五帝本紀）、清末の革命派は漢民族の先祖として仰いだという。黄帝（燧人・神農）に至りその臣倉頡がモジを創造したと伝えられる。倉頡造字から始まる許慎著説文叙も、創ったモジはこの世にあるさまざまな事物を区別するための符号としてであり、基本要素・元素を表す八卦より有効な手段であったのが文（原始的単体のモジ、所謂指事と狭義の象形により成った）であった。創造から後の文字の書体が変遷しても如何に後人が対応したかを段注は簡潔に説く。厳しく批判的表現の妄人とは段注に散見する。説文から体例（條の通った經例）を学びそれで以て整えて注釈書段注を清代に著した段氏は、上述のように軽々に凡例を変えたりはせずに苦慮しても凡例（經例）を守った、と筆者はみなす。

(11) 段氏は許慎が説文に凡例を示したと理解することを述べて、自らもその考えで段注を執筆すると明言したと解せる。

李斯は古文（秦の文字）を改め（この場合は省略體）小篆を造り全国の文字を統一して前漢に至っても踏襲し行われ、後漢の許慎も従て親書とした。だが、後代（宋代大徐までを想定し妄人というか）は倉頡創造の文字の真面目が縦に損失した、と述べるのだ。つまり、文字は時代によって守られ、変えられ、損なわれ、本姿が分からなくなり、復元の大事さとその困難を述べる。經・變と解せば自らは經（一定不変の常法・体例）を目指し凡を復元する者との自負かと多くの言葉と段階的に説得力を用いた表現を重ねるように思う。また、或体併記の順の原則や經例と變例に対する語を選んだ解釈の表現は、通例を重んじる段氏の基本的執筆態度の主張である。段注の該当及び関連する文字下でこれらが繰り返されるのも、段氏が重要な凡例の一つとして字書説文（段注）を読むものは必ず知っておくべきとの配慮からである。校訂の結果やそもそも誤りと判断した場合には、異なることは屢々ある。苦し紛れの注釈を伴うこともあり得る。

(12) 弟子江沅説を載せるのは妥当性を認めるからである。及の段注を参照する。

段注には、厳しい学説批判が散見する一方、認めて評価する人物名や諸説・情報の類も少なくない。段氏は自説に固執することには違いないが、対象を「人物」として判断した結果と思われる文言との印象がある。何がしか交流がある人物につき段氏の評価が下されるのは、自説との類似点や相違点、根拠の妥当性や適切な方法により得た成果と認めるか否かにあると基本的には思える。交友関係の深浅にかかわらない。段注に名指しで上がるのは論争上の結論としての段氏の当時の見解であろう。古文及の書体については、及の段注を参照する（[15](#)の原文・小篆と或体）。

①は「秦刻石」とのみ説く説解に、段注は文意が「始皇帝の恩徳が牛馬にまでおよぶ

(及)」と刻した琅邪臺刻石「(人迹所至、無不臣者、功蓋五帝(人迹の至る所、臣でない者は無く、功は五帝を蓋い))澤及牛馬(莫不受徳、各安其宇(…徳を受けないことはなく、^{おののおの}各々^{うち}その宇に安んじる))」と碣石刻石「惠論功勞(恵むには功勞を論じ)、賞及牛馬」を引き、最後に按語を述べる。

『史記』秦始皇本紀に詳細に記録される秦七刻石碑群中、琅邪臺刻石と靈山の泰山刻石のみ紀元前219年の始皇帝巡幸より清代(段氏当時)まで現存したという。碣石刻石は、始皇32年(前215)李斯刻(偽作という)原石が早くに失われ、大徐(徐鉉916~991)が写した碣石頌を元に作った拓本のみ現存するようだ。以上より、段注は自らが知ること(目驗可能か)を証として「秦刻石」の説解に考証学的に注したと考える。琅邪臺刻石と碣石刻石では「恩徳が牛馬にまで及ぶ」ではほぼ同意だが、保存が悪く始皇帝頭影部はなく二代皇帝のが残るともいわれる泰山刻石は及は「化及無窮(変化して及ぶには窮り無い)」に見える。段氏には相応しくないとする特別な理由が何かあったのか。

また、小徐(『繫傳』)は同じ説解にこの字は及ではなく乙で「秦嶧山會稽山碑也」と注する。七刻石の最初の嶧山刻石は有名でつとに原石は失われ模刻で再建され現存するという。最後の刻石會稽山碑は、原石は唐代までは現存したという記録があるらしいが、その後失われ残されておらず拓本が模刻から採られたもののみが残るといふ。小徐もまた可能な限り目驗によった注をしたであろう。段氏は模刻の拓本も別字でもなく、及の或体と判断して可能な限り面目を知られる証を示したといえるのではないか。

注)

注1) 本稿は、國學院大學中國學會2016年「ココロをカタチに一段注のいくつかの助詞を中心に一」、2020年「再び『書』について一段注に散見する例を中心に一」に於ける口頭発表及び関連する拙論など、主に「段玉裁における『書』について一挙げられた例を中心に一」(『國學院中國學會報』66 令和二年十二月二十五日刊行)他に続く論考である。これらの補足及び修正も併せて行うものである。

注2) 清朝で段注と並び説文研究上優れた業績を残したといわれる王筠(1784-1854)には『説文句讀』以外に『説文釋例』なる通例研究がある。その自序では「段氏書體大思精、所謂通例、又前人所未知、惟是武斷支離時或不免、則其蔽也。…(段氏は説文一書の體例につき大いに思慮して結果は精緻であり、所謂通例は、さらに又前人の未だ知らざる所である。が、しかし惟だこれは是に武斷して支離たる状態であることが時に或いは免れないので則り其れは蔽(偽、倫理にもとる不正直な行為)であるだけである)」という。しかし、段注成ってより殊に主に「凡…」と表現される体例、通例の所謂凡例研究には少なからぬ蓄積がある。後人は、「瑕」はあれど、寧ろこの体例を整えて読む

ことの重要性に真っ先に着目し自ら解明し解釈し通した先見性と認め、事実先陣を切った第一人者である点をば高く評価するのである。

呂景先氏『説文段注指例』（臺北 正中書局 1971）では、大綱-目として例を挙げまとめる。高橋由利子氏は、段氏は段注執筆以前に所謂大徐本の校訂を詳細に行い、この研究成果がすべての基本となり体例を考えたので、段注には注釈形式（内容）にパターンがあるという（「段玉裁の『汲古閣説文訂』について」（『中国文化 研究と教育』57 漢文学会会報 1997）他）。根岸政子氏に「段玉裁の『説文解字注』にあらわれる凡例についての一考察」（『お茶の水女子大学中国文学会報 1』1982 お茶の水女子大学中国学会）がある。このように今日も多く示唆に富み後に続く研究業績も段氏の通例解釈より出た。凡字解釈などから段氏の執筆意図を考察する論考の一つである本稿は、これら諸研究とは一線を画すと考える。

注3) ㊦の前に、魯国の史官左丘が孔子より学を受けたことと經例（通例）・変例・非例について以下のように言及する。訳語は川勝氏の同書による。「左丘明受經於仲尼、以為經者不刊之書也。故傳、或先經以始事、或後經以終義、或依經以辯理、或錯經以合異、隨義而發。…（左丘明は『春秋』を孔子から授けられ、經とは一字一句も刊ってはならぬ書である、と考えた。故に傳では、…すべての經の含意する義に隨って、それを解説する伝の文を書き發したのである。…左丘明自身は魯国の史官であり、躬ら多数の載籍を覽て、義として取るべきものは必ず廣く記録して備しく述べた。其の文はただ經文を解釈するだけではないので、伝の文は緩やかでのびるのでその文によって示される文旨は深遠である。…）其發凡以言例、皆經國之常制、周公之垂法、史書之舊章。仲尼從而脩之、以成一經之通體。（『左傳』の文中に、「凡そ…」という言いかたで書きはじめて、「例」つまり原則をのべてあるところは、すべて国家を統治する上で恒常的なきまりであり、周公が示された法であり、史官の記録にあった旧くからの規則であって、孔子がそれに従って修定し、『春秋』經の全体を貫通する基本的骨格とされたものである。…）其微顯、闡幽、裁成義類者、皆據舊例、而發義指行事以正褒貶。（經文の微妙な表現に含意される「義」が表に出して解説され、經文の奥に潜む目に見えない「義」を明らかにして、それらの「義」の類別を区別しつつ示している類のものは、すべて「旧例」すなわち古くからの、つまり周公制定以来の「凡例」に基づき經文の含む「義」を取り出したものである。当事者たちが実際に行った行為を示して、その行為の是非善悪に正しい評価を与えたものにちがいないのである）。諸稱書・不書・先書・故書・不言・不稱・書曰之類、皆所以起新舊發大義。謂之變例。然亦有史所不書、即以為義者。此蓋春秋新意。故傳不言凡、曲而暢之也。其經無義例、因行事而言、則傳、直言其歸趣而已、非例

也。故發傳之體有三、而為例之情有五。…（「凡…」といわない）諸もろの、「書す」・「書せず」・「先ず書す」・「故に書す」・「言ず」・「稱せず」・「書して曰う」と言いかたをする類は、皆て新例と旧例の別を起て、經文に含まれた大義を闡明する手立てにしているから、これを變例という。しかし、もともと史官たちが深い意味でなしに書かなかったところでも、孔子の意図にぴったり合つて「義」としてよいものは、ここも『春秋』經を修定した孔子の新意であろう。だから『左傳』ではそういう場合に「凡そ…」といわず、詳しく述べ、經文に含まれた意味を敷衍している。（そのほかになお 經文には義例がなく、行われた事によって述べただけのところは、つまり『左傳』は、ただその事柄の行きつく結果をのべるのみで、是非善悪の評価を加える義例ではない。かくて、『左傳』が『春秋』の經文に対して解説を立てる「体」すなわち基本原則は三とおりあり、『左傳』が經文のために、このような意図—それはほかならぬ『春秋』經文における義の示し方だが、五とおりある。…）」

注4) 以下が続く。四曰旅、掌官常以治數。五曰府、掌官契以治藏。六曰史、掌官書以贊治。七曰胥、掌官敘以治敘。八曰徒、掌官令以徵令。

注5) 字義・字音の解説に用いる出典は、説文（本義）、『玉篇』（梁、顧野王撰）、『唐韻』（唐、孫愐撰）、『廣韻』（宋、陳彭年等奉勅撰）、『集韻』（宋、丁度等奉勅撰）、『古今韻會舉要』（元、熊忠撰）、『洪武正韻』（明、宋濂等奉勅撰）など歴代の代表的字書・韻書を参照し『字彙』（明、梅膺祚撰）、『正字通』（明、張自烈撰）に至り、その他の字義は所謂四部の諸書から採る。（下線は段注に同じ出典・典拠、下線は字義のみ同じ、下線は字義は同じで典拠が異なる）。

① 唐韻・集韻・韻會・正韻、符咸切、音帆。

①基本義と発音：説文「最括也。」「玉篇」「非一也。」「廣韻」「常也、皆也。」「正韻」「大概也」（両韻書は反切は「符咸切」）

以下②より別義として立てる。

② 又『前漢揚雄傳』「請略舉凡」。（註）師古曰「凡、大指也」。杜預『左傳序』「發凡以言例」。

③又『玉篇』「計數也。」・『前漢石奮傳』「凡號奮爲萬石君」。（註）師古曰「凡、最計也。總合其一門、計五人爲二千石、故號萬石君。」

④ 又最凡、諸凡之最目也。『周禮天官司會』（註）「書謂簿書、契其最凡也」・『小宰疏』「凡要亦是簿書、如今印契、其凡目所最處印之」。

⑤又輕微之稱。『廣韻』「凡、輕也。」「孟子」「待文王而後興者、凡民也。」

⑥又國名。在潯州。『春秋隱七年』「天王使凡伯來聘。」・『左傳僖二十四年』「凡蔣邢茅

胙祭周公之胤也。」

⑦又姓。『韻會』「周公凡伯之後。」

⑧又叶筠筠切。『崔駰達旨』「高樹靡陰、獨木不林。隨時之宜、道貴從凡」(註)「凡、常也。」

手元の漢和辞典では凡には、副詞(およそ、総数)・名詞(あらまし)・形容詞(ありふれた)の3品詞に大別した上で夫々いくつかの日本語が与えられている。一般に様々な語気を表わす助詞などは所謂漢和辞典類に分けて詳細に類似のものとの相違(日本語は同じ)を中心に用法などが解説される場合が多い。説文では多くの所謂助詞に用いるモジが該当せず、段氏は極めて稀に助詞と説く。我々が親しむ辞書のそれとは異なる考えによると解せる。助詞であれば、字書の使命として著者が言及しないとは考えられない。筆者のこれまでの研究ではずっと少ないモジが説文では助詞類とされて𠄎と説かれるので、段氏は「意内言外」「某𠄎」などのみを助詞と認めるのである。

注6)『古文尚書撰異』(乾隆56年辛亥・1791年、段氏57歳)では該当箇所^に案には「乱れない」の注のみで『周禮漢讀考』(嘉慶元年丙辰・1796年段氏62歳)には特にない。

注7)放送大学教材 昭和60年(1985年)放送大学教育振興会発行(のち改訂版は岩波現代文庫学術318 2014年)、また何休について散見する説も参考にした。他に『漢書』56董仲舒傳。「尚書」(盤庚)は吉川幸次郎『吉川幸次郎全集』9(筑摩書房、昭和45年)・赤塚忠訳『尚書・易經(抄)』(中国古典文学大系I 平凡社 昭和47年)を参照した。

注8) 3上34b 叢

叢○聚也。○从萃。取聲。

○於疊韻得之。

○徂紅切。按古音在四部。『左傳』「僖三十年」「取訾婁」。『公羊』作鄒。亦作叢。

すなわち、叢は「聚」で段氏は疊韻(ともに全濁從母で齒頭韻)と説く。草木が叢が^{むら}り生じそうして一緒に^{あつま}に聚集る意、音義説によって解釈した。

注9) 9上29b𠄎

大徐: 𠄎意内而言外也。从司从言。似茲切 文二

小徐: 𠄎意内而言外也。從言司聲。夕茲反 臣錯曰通論詳矣。

𠄎○意内而言外也。○从司言。

○有是意於内、因有是言於外謂之𠄎。此語爲全書之凡例。…意即意内。𠄎即言外。言意而𠄎見。言𠄎而意見。意者、文字之義也。言者、文字之聲也。𠄎者、文字形聲之合也。凡許之說字義皆意内也。凡許之說形、說聲皆言外也。有義而後有聲。有聲而後有形。造字之本也。形在而聲在焉。形聲在而義在焉。六藝之學也。…孔子曰「言以足志」、𠄎之

謂也。…

㊦司者、主也。意主於內而言發於外。故从司言。…是可證古本不作詞。今各本篆作詞。誤也。似茲切。一部。

主要参考文献

- ・劉盼遂『段玉裁先生年譜』（『段玉裁遺書』所収・大化書局 中華民國66年）・陳師鴻森「段玉裁年譜訂補」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』60-3、1989年）・馮桂芬『說文解字段注攷正』（台聯國風出版社・中文出版社 中華民國63年）
- ・十三經注疏（阮元本）（藝文印書館印刷行）・南唐 徐鍇 小徐本『說文解字繫傳』（汪啓淑本／祁寯藻本）・丁福保編『說文解字詁林』15卷 1928年
- ・龍宇純『韻鏡校注』（藝文印書館 1960年）・大宋重修廣韻・宋本廣韻データ（漢字データベースプロジェクト）
- ・頼惟勤『說文入門』（大修館書店 1983年）・近藤光男『清朝考証学の研究』（研文出版 平成7年）・平凡社『中国古典文学大系』易経・詩経・書経・礼記（抄）・春秋左氏傳・桂湖邨（五十郎）『漢籍解題』周禮・春秋左氏傳・春秋公羊傳他（復刻版 明治書院 2005）

〔キーワード〕 說文解字注、𠄎、凡例、六書、春秋繁露

